

## 第 33 回山形県環境影響評価審査会議事録

1 日 時：平成 30 年 2 月 7 日（水）午後 1 時 30 分から午後 4 時 50 分まで

2 場 所：山形県自治会館 201 号室

3 議 事

（1）審査案件

北の沢産業廃棄物最終処分場増設整備事業 環境影響評価準備書について

（2）山形県環境影響評価技術指針の改定について

4 出席者（敬称略）

（委員）横山 潤（会長）、池田 秀子、上木 厚子、江成 はるか、小杉 健二、  
中島 和夫、東 玲子、森 茂太、是則 恭士

（事務局）みどり自然課 課 長 佐々木 紀子  
課長補佐（環境影響評価・温泉保全担当） 小畑 義一  
環境影響評価主査（兼）温泉保全係長 後藤 陽一

（事業者）東北クリーン開発株式会社 高本 天萬、高橋 朋秀、庄司 正志、奥出 晃一  
株式会社科学技術研究所 仲條 啓吾、大槻 信二  
株式会社高田地研 上村 裕司

5 傍 聴 者：2 人

6 議事内容（議長：横山会長）

事 務 局：ただ今から、第 33 回山形県環境影響評価審査会を開会します。はじめに、  
みどり自然課長の佐々木から御挨拶を申し上げます。

佐々木課長：（あいさつ）

事 務 局：ここで、資料の確認をお願いします。本日お配りしております資料は、  
次第と委員名簿、審査案件の関係資料Ⅰ－1 からⅠ－7 と、山形県環境影  
響評価技術指針の改定に係る関係資料Ⅱ－1 からⅡ－7 です。

それから、現行の「山形県環境影響評価技術指針」及び「太陽光発電事  
業の環境保全対策に関する自治体の取組事例集」を参考資料としてお配り  
しています。足りないものがあれば、お知らせください。

それではここで、本審査会におきまして、新たに廃棄物に係る専門委員  
に御就任をいただいた是則恭士委員を御紹介いたします。

是則委員：（あいさつ）

事 務 局：本日は、委員 11 名中、過半数となる 9 名の御出席をいただいております  
ので、山形県環境影響評価条例第 45 条第 3 項の規定により、本日の審査会  
は成立することを御報告いたします。

それでは、ここからの議事進行は横山会長にお願いいたします。

横山会長：（あいさつ）

次に、本日は 2 名の方が一般傍聴を希望されており、これを許可しまし  
たので、お知らせします。それから報道関係の皆様には、カメラによる撮  
影は、審議に支障のないようご配慮をお願いしたいと思います。

では、事務局の方から本日の議事を説明してください。

事務局： 本日の議題は、平成30年1月29日付けで山形県知事から意見を求められている「北の沢産業廃棄物最終処分場増設整備事業環境影響評価準備書」についてです。それから、「山形県環境影響評価技術指針の改定について」も併せて御審議をお願いいたします。なお、審査案件につきましては、事業者に来ていただいておりますので、質問がある場合には回答をお願いすることとしております。

横山会長： それでは審議に入る前に、議事録署名人を指名します。本日は上木委員と是則委員にお願いいたします。よろしく申し上げます。

それでは審議に入りたいと思います。審議の中で、事業者への質問が必要になった場合は、一括して行うこととします。始めの議題は「北の沢産業廃棄物最終処分場増設整備事業環境影響評価準備書に対する山形県環境影響評価審査会の意見について」です。それでは事務局から事業の概要を説明してください。

事務局： （事業概要及び資料について説明）

横山会長： それでは委員の皆様から準備書に対する質問、意見がございましたらお願いいたします。

中島委員： 事前質問の2番で、縦断図に元々の地盤の境界を入れていただき、全体的様子は分かったのですが、元々この地域は地滑りがものすごく多い地域です。直接ここが、というわけではないと思うのですが、十数年前も何キロメートルか離れたところで大規模な地滑りが起こっています。

地盤の形を見ると、かなり低角度で緩いように思われるのですが、その上に廃棄物をどんどん積み重ねていくと、重さ、力関係も変わってくると思いますので、地滑りを誘発するような恐れがないのかどうかということが一番心配です。

それから事前質問の3番で、膨張性の粘土について書かせていただきましたが、回答の「モンモリナイトを含む泥岩層や膨潤性の粘土等は今のところ確認されておりません」というのは、ちょっと信じられず、本当にそういった調査をされたのかどうかということ。

それからもうひとつ、事前質問の9番で、是則委員が「安定計算は行っていますか」と質問なさっていて、「行っています」という回答がありますが、元々の地盤の固さとか地質といったことも安定計算の中に入れて計算されているのかどうかということが懸念されます。

横山会長： 事務局、いかがですか。

事務局： まず土質調査については、事前にボーリング調査はいくつか実施されており、それによるとご心配されている土質については、ある程度地表面から深めに入っているため、特段影響はない、と事業者の方で判断をしているようです。

それから安定計算については、県の担当課に産廃処理施設の設置許可申請が行われる過程において、廃棄物の搬入計画、施設の構造や設備の概要、それから施設の維持管理計画、といったことを審査するための廃棄物処理

施設審査会が、安定計算も含めた審査を行っていると聞いております。

このため、安定計算の詳細は事務局で把握しておりませんので、もしご懸念がございましたら、直接事業者にご質問いただければと思います。

横山会長 : その他いかがでしょうか。

上木委員 : 事前質問の7番です。北ノ沢と鬼ヶ沢、鶯沢の水質について、BODやpHの調査がされていますが、特に鬼ヶ沢のBOD値で、43ミリグラム／リットルという高い値が出ています。

事業者の回答に、「本施設からの影響ではないと考えられます」という記載があり、合流後なのでそれはそうだとも思いますが、この川には色々な底生動物や貝類等比較的希少なものも住んでいるというデータもありますので、「汚れてもしょうがない」という考え方ではなく、「汚してはいけない」という観点で何か手を打つべきではないかと思えます。

43ミリグラム／リットルという高いBOD値についても、「一過性と考えられます」ということで、では何故そういうことが起こったのか、ということについては何も答えてもらっていません。年に4回くらいしか測っていないので、本当に一過性だったのか、結構汚れがあったのか、それも分かっていないので、やはり手を打つべきではないかと思えます。

横山会長 : 事務局、いかがですか。

事務局 : 隣接する事業地の影響も考えられますので、そのあたりの見解につきましては事業者の方に直接聞いていただければと思います。

横山会長 : こういうことは恐らくこれからも起こると思うのですが、結局ひとつひとつは環境基準を満たしていても全部合わせると環境基準を超えるという時に、今の状況では、恐らく一番最後の事業者が、一番大変なアセスをしなければいけない、ということになります。

それはそれでよし、とするのか、一番汚している事業者の責任にするのか、というところは、今すぐというわけではありませんが、これからルール決めが必要なのではないかと思います。その他、いかがでしょうか。

是則委員 : 事前質問の13番で、バックグラウンド値について質問させていただきました。2つの施設の負荷を重複して影響を考えてしまうので、それを差し引いてバックグラウンド値を設定したということですが、そもそもバックグラウンドというのは現況の値ですので、そこからある部分の影響を差し引いてそれをバックグラウンドにするというのは、私はこれまででこういう事例は初めてなのですが、こういうバックグラウンドの捉え方というのはあるのでしょうか。

横山会長 : この項目に関して、県ではどのような指導をされたのでしょうか。

是則委員 : 今、回答をいただけなくてもいいのですが、アセスメントや予測をする上での基本的なことですけれども、大気が汚染されている、水質もそうですけれども、まず現況がどうなのかということがバックグラウンドであり、これがある部分を差し引くとなると決してバックグラウンドにはならないということが基本だと思いますので、どうしてこれでよいと思ったのか、

理由をいただきたいところです。

もう一点、事前質問の14番ですが、沈砂池があり、そこで出てきている水の浮遊物質量をまずベースとして予測する、というのが一番考えやすい方法だと思うのですが、農業用利水地点の環境基準が100ミリグラム／リットルなのでその値をベースにしました、というのは、普通に考えるとなかなか理解しがたいところです。

横山会長 : そのあたりは直接事業者の方に聞いていただいた方がいいですね。

事務局 : はい。考え方については、事業者に直接、ご質問頂ければと思います。

横山会長 : その他、いかがですか。

江成委員 : 事前質問ではお伝えしていないのですが、準備書7-73ページに動物の影響調査の期間が記載されていて、哺乳類の自動撮影調査の期間が10日間から1週間程度しかないのですが、その間に動物を把握し切れるとは到底思えません。

もうひとつ、7-139ページ、動物に対する予測手法として「重要な種及び注目すべき生息地における、分布または生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析」とあり、次のページに予測結果の項目、例えばリスに関しては「そこは恐らくゆっくり走るので、あまり影響はないかもしれません」という内容で、何を引用したかも、どのような解析をしたのかも書かれていません。このような書き方ではあまり意味がないのではないかと考えます。

横山会長 : 事務局、いかがですか。

事務局 : 基本的に調査方法や調査期間については、方法書の段階である程度固めて、という形になっていますので、準備書の段階でどこまで指摘ができるかということはあるかと思いますが、評価や予測結果の考え方等につきましては、今ご指摘いただきましたような見解もあろうかと思いますが、事業者に意見を聞いてみてはいかがかと考えます。

横山会長 : その他、いかがですか。

池田委員 : 昆虫について、7-148ページでヒメギフチョウが改変区域内で2箇所確認されており、逆に改変区域外にはないという調査結果が出ています。

それに対する予測の結果として「本種の卵や幼虫は確認されなかった」ので「主要な生息地及び発生地は外側にある」と書かれていますが、私にはこれがあまり信じられません。ひとつは発生してからすぐに卵を生むことはなく、少し成熟してからでないとは生まないため、わずか1日2日の調査期間、4月と5月の2回で、なかったと本当に言えるかどうか疑問に思いました。現在このヒメギフチョウは県内でもかなり手厚く、他の市町村でも大事にされている種ですので、この予測結果に対するコメントがこれで本当に良いのか疑問が起きましたので、そのあたりをお伺いします。

横山会長 : 事務局、いかがですか。

事務局 : 確認結果は事務局でも聞いておりますが、詳細についてはやはり事業者の方に聞いていただくことが望ましいかと思えます。

- 横山会長 : トウゴクサイシンは絶滅危惧種に入っていないので、その調査はしていないのでしょうか。これしか食べないチョウなので、その植生も調査した方がよかったのかもしれませんが。その他、いかがですか。
- 上木委員 : 7-50、51 ページでエビネ、クマガイソウ、ギンラン等のラン科が周辺に多数あったということで、エビネがこんなにたくさんあるところはそれほどないのではないかと思います。前回のアセスメントの時はどうだったのかということと、これらの重要種について、何か対策を取らなくてもよいのかと思います。
- 横山会長 : 改変区域内にはなく、周辺にたくさんあるというのは、おそらく既設処分場の区域がかなり改変されているため、ということが原因なのだと思いますが、周りには相当、希少植物が集中して分布しているので、特に改変区域に近接したものに関しては、環境対策を取るべきではないかと思います。生えている場所は直接いじらなくても、ぎりぎりのところをいじってしまって、環境が変わっていなくなってしまうということもあり得ますから。エビネに関してはこのままいくと、周辺に生えているものは結果的にいなくなることもあり得るかもしれません。
- 上木委員 : ここにはたくさん株があるわけですね、これほど株があるところは珍しいと思うのですが、今は割とエビネは普通にあると考えてよいのですか。
- 横山会長 : 以前よりは回復傾向にはありますが、やはりそれほどたくさんはなくなってしまった種です。環境としては非常に恵まれた場所なのだと思います。ただ、「これだけいいところなのだから、処分場の拡張などまかりならん」というほどかと言われると、なかなか難しいところもあります。
- 事務局 : ただ今、上木委員の方から、前回の調査ではどうだったのかというご質問がありましたが、準備書7-37 ページに確認種一覧があります。一番下にラン科の項目があり、平成9年度の調査も併記してあります。「調査時期」の一番右の欄で見ると、今挙げていただいた重要種についてはその時確認できなかったようです。
- 横山会長 : 調査範囲は同じでしょうか。見つかっている位置を見ると、特に東側にエビネ等がかたまっているの、その時は調査範囲に入っていなかった可能性がありますね。
- 事務局 : 敷地が東側に延びているので、そうかもしれません。
- 横山会長 : その他、いかがですか。
- 森委員 : 事前に意見や質問をしておりませんが、専門の立場から言うと、樹木の成長の予測自体が非常に難しいです。生態系、自然の何か起こるものを予測するというのは非常に困難で、今まで質問が色々出てきたように、リスにしても昆虫にしてもランの類にしても一体としてそこにありますので、そこに何か手を加えれば何か起こってくるというのは当然のことです。それ以外にも、この辺りは地滑りが非常に多いので、その点を考えますと予想外のことが常に起こり得ます。何か起こった際に対応できる体制を常に持つ、柔軟性を持って予測外のことが起こることを前提にしながら情報を

公開して真摯に対応できる体制を整える、ということが一番大切かなという気がいたしました。

横山会長 : 事務局、いかがでしょうか。

事務局 : 書類等の審査の際に、気を付けて対応していきたいと思います。

横山会長 : その他、いかがでしょうか。

是則委員 : 確認ですが、2-4ページの航空写真を見ると、赤い点のエリアの下の方、すでに開発されたような、掘削されたような場所があるのですが、こちらはそもそも土取りか何かされていたのでしょうか。

事務局 : はい。ご指摘の場所は土取場で、土堰堤の整備や覆土のための土砂をここから採取しているということです。

是則委員 : その土取りというのは、今この会社が、開発というか形質の変更をしているのですか。

事務局 : はい。小規模林地開発の許可を取られた上で、土砂の採取が行われていると聞いています。

是則委員 : 分かりました。

横山会長 : その他、いかがでしょうか。

小杉委員 : 3-59ページに、「環境の保全についての配慮が必要な施設」ということで、楯岡特別支援学校大江校が事業対象地から約1.8キロメートルの位置にあるとされているのですが、6-3ページ以降、「環境影響評価項目の選定理由」にバツ印が付いて「対象地域から約2キロメートルの範囲内には集落はない」という言い方で「評価項目として選定しない」とされています。配慮が必要な施設である特別支援学校について、考慮した方が良いのではないかと思います。

事務局 : 3-60ページに、楯岡特別支援学校大江校が運搬路に隣接するような形で描かれておりますが、この学校はこの運搬路ではなく、図の上の方に薄く見える町道の方に隣接しているということです。

運搬路に直接隣接していないという意味で、今回は特段大きな影響はないと考えているということでした。

横山会長 : 実際にどう聞こえるか、どう振動が伝わるか、ということは、運搬路に隣接しているかどうかとは別の問題ではないでしょうか。

小杉委員 : 大気質の中の二酸化窒素とか粉じんというのは、隣接していなくとも風等で運ばれていく可能性がありますので。

事務局 : 調査項目については、すでに方法書の段階で審査をいただき、知事意見を踏まえて確定しておりますので、伺ったお話についてはご意見として、直接事業者に見解をお聞きするというところでいかがでしょうか。

横山会長 : 方法書の段階では気づいていなかったのかもしれませんが、気づいた以上は見解を聞くべきかと思います。

事務局 : 今いただいたご意見については、審査会意見という形で整理するのか、あるいは事務局が整理して事業者にお伝えし、評価書に反映させていただくのか、皆様のご意見をいただいきたいと思います。

横山会長 : 審査会意見として出すかどうかということですよ。

事務局 : 方法書段階でご検討いただいたという経緯もございますので、今の意見を事務的な形で整理して、書き方が少し適切でない部分の修正を事務局側が求めていく、という形も取れるかと思ひ、お伺いしているところです。

横山会長 : やはりきちんと、整合性が取れる形に書き直しをした方がよいと思いますので、審査会意見として出すだけ出して、評価書で書き方を考えていただいたほうが良いのではないかと思います。

事務局 : それでは、事業者に理由を改めて聞いていただいて、そのコメントを聞いた上でご判断いただくという形でいかがですか。

横山会長 : 事業者の意見を聞いてみたいと思います。それではこのあたりで事業者への質問の回答をいただきたいと思います。事務局は質問を整理してください。

(事務局が質問を整理、一時休憩)

横山会長 : それでは時間となりましたので、事業者に対する質問項目を事務局が読み上げますので、ご確認いただきたいと思ひます。

事務局 : ご発言いただいた順番で整理しましたので、ご確認をお願いします。

- ① 地質調査について (中島委員)
- ② 安定計算について (中島委員)
- ③ 鬼ヶ沢の水質調査結果について (上木委員)
- ④ 水質予測のバックグラウンド値について (是則委員)
- ⑤ 浮遊物質量の予測条件について (是則委員)
- ⑥ 動物のカメラ調査期間について (江成委員)
- ⑦ 動物の予測結果について (江成委員)
- ⑧ ヒメギフチョウについて (池田委員)
- ⑨ 配慮が必要な施設等への影響について (小杉委員)

横山会長 : 質問として漏れているところ、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、事業者を入室させてください。

(事業者入室)

横山会長 : 本日はご出席いただきまして、どうもありがとうございます。山形県環境影響評価審査会会長の横山です。よろしくお願ひいたします。

まず事業者の皆様を紹介をお願いしたいと思ひます。

事業者 : (自己紹介)

横山会長 : ありがとうございます。委員の皆様から質問がございますので、事業者の方はご回答いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

事務局 : 本日の審査会では、委員の皆様から9件のご質問があります。

まず、①『地質調査について』です。

中島委員 : 事前質問を出して、縦断図に地盤の位置を入れていただいてよくわかったのですが、やはりその上に非常に大きなものを載せるということでは

り重力がかかると思われます。この地域を直接歩いたことはないのですが、昔何度か実習等で、何キロメートルか離れたところを歩いた感じでは、かなり凝灰質の砂岩泥岩なのでモンモリロナイトも多く含んでいるという印象を持っています。地質関係の方はご存じだと思いますけれども、滝平地区ではかなり大規模な地滑りが起きたり、比較的近くで似たような地質ということもありますので、回答の方に書かれている「ボーリング調査をしてモンモリロナイトは全く出なかった」ということが、本当なのでしょうか、というところをお伺いします。

事業者： 周辺地域の地質について、凝灰質の砂岩そしてシルト岩・泥岩というような、第三紀の地層が卓越している地域なのですが、処分場については地滑りを起こした地形の存在は今のところ、調査をした関係では見られませんでした。ボーリングは、埋立地の既存の沢、埋め立てする前、それから今回埋め立てした上から、合わせて30数本ボーリングした実績がありまして、その他に地下水を汲み上げるための深井戸のボーリング工事も行っております。深くて300メートル程度掘っている井戸もあります。

今、委員の仰った泥岩は深度80メートル辺りから発現しております。その上が凝灰質の砂岩で、モンモリロナイトを含んでいる泥岩は表面、埋立地、それから既存の表層部分には全くみられていません。心配されるような、水を含んで膨張して地滑りを起こすような地質にはないかと私どもは判断しております。

中島委員： 細かいことをつつくようではございますけれども、モンモリロナイトは、泥岩だけではなくて凝灰質の砂岩等もマトリックスにはたくさん入っていると思います。できたらもう一度精度を上げて見ていただきたい感じがします。

事業者： 委員の仰るような膨張性の泥岩は、大江町の月布地区、ベントナイトの出るところとかそういう地域に多いと思っております。凝灰質の砂岩の中にも含んでいるのではないかとということですが、ボーリングのコアからはそのようなことは確認できませんでした。

中島委員： 分かりました。

事務局： ②『安定計算について』

中島委員： 事前質問の9番、是則委員の質問にも関係するのですが、斜面の安定計算を行う際に、地盤の特性等をどこまで計算の中に反映させているのか、そのあたりのことをお伺いします。

事業者： 安定計算につきましては、今回増設するという事で埋立地の上からボーリングを行いました。それは土質定数をもとめるためのボーリング、それからどういうものが埋まっているかということを確認するためのボーリング調査を行いましたところ、覆土された土は凝灰質の砂岩の非常に締まった土で覆土されておまして、埋め立てられたものはビニールやタイヤ等、比較的ビニール系のものが多く、水はけのよい、どちらかという処分場の堰堤内には水を滞留しないような、比較的透水性のよい埋め立ての種類になっておまして、土質定数を決めるのに難儀はしましたが、既存



の資料に基づいて何断面、何百断面かの安定計算をして「安定する」という答えを導き出した次第です。

中島委員 : 分かりました。

横山会長 : それでは次の質問に移りたいと思います。

事務局 : ③『鬼ヶ沢の水質調査結果について』

上木委員 : 水質の調査結果について、特に鬼ヶ沢のBODが43ミリグラム／リットルととても高い時があり、懸念しています。「一過性ではないか」と回答にありますが、4回しか測っていないので、一過性とは言えないのではないかと、というのがまず1点。

それから7-17ページの予測条件で、事業地からの浸透水が20ミリグラム／リットル、隣接処分場からの放流水が40ミリグラム／リットルということで予測をされていますが、放流する時の基準値というのは環境に出た時に10倍、20倍、場合によっては100倍とかに希釈されるということで設けられていますので、北ノ沢にしろ鬼ヶ沢にしろ、非常に流量が少ない沢ですから、ほとんど希釈されていないのではないかと思います。

鬼ヶ沢で合流してからBODが高い値になっているので、確かにどちらの処分場が原因ということとは言えないかなと思うのですが、隣接処分場の負荷も考えて色々予測するという中で、鬼ヶ沢という環境中の水が非常に汚れてしまっている、本来こんなにBODが高くてはいけない沢の水の汚れをもっと軽減するという観点で、何らかの対策をすべきではないかなというのが意見です。

事業者 : 1点目のBODが高かった件ですが、仰るとおり四季に1回ずつの調査を実施しておりまして、そのうち1回が高い値を示していて、それだけで一過性とは言えない、というのはございますが、既設の処分場に関しては毎月のように浸透水の検査をしておりまして、その中で施設からは汚れた水は出ていないということは確認しております。

もう1点の、当社の20ミリグラム／リットルと、隣接処分場の管理基準である40ミリグラム／リットルというBODの予測値の件ですけれども、確かに仰る通り、流入が他にもございますので薄まるとは思うのですが、適切な浸透水の管理をしておりますし、今後も監視を続けるということで、間違いなくこれ以上の水は出ない、という観点から最大限の負荷ということで薄めない状態の水を混合させて予測をしております。

上木委員 : 少し最後のところが分かりませんでした。薄めないんですか。

事業者 : はい。沢に流れ出した時点で、雨水でしたり湧き水といったものが混ざるとBOD自体は20ミリグラム／リットルを管理値として用いても薄まって出てくるとは思うのですが、現状から申し上げて、ほとんど水が出ていない状態です。一度沈砂池から出た水を、オーバーフローしたものを一度落としたり、極力出ないような状態にしておりまして、計画の中でそれほど浸透水が増えるということはないのですが、負荷が一番高い、濃度の高い水ということで20ミリグラム／リットルで予測をかけております。

- 上木委員 : それではBODの高い水は、処理場からは出ていないということですか。
- 事業者 : はい。少し回りくどくなりましたが、処分場から濃度の高い水は出ておりません。
- 上木委員 : では隣接する処分場の問題が大きい、ということになるかと思うのですが、少し別の話になりますが、処理した水が合流する河川としては、鬼ヶ沢というのは流量は十分にあると考えていいのですか。
- 事業者 : はい。調査した結果では、北ノ沢と鬼ヶ沢合流後とでは、目で見えて分かるくらい流量は違いました。
- 上木委員 : 違いましたか。
- 事業者 : はい。
- 上木委員 : 分かりました。
- 横山会長 : よろしいですか。では次の質問に移ります。
- 事務局 : ④『水質予測のバックグラウンド値について』
- 是則委員 : 放流水の予測をする時にバックグラウンド、既設の両処分場からの負荷が流出するというので、現況の放流水分を差し引いた値になっているのですが、バックグラウンドというのは現況の状態ですよね。それに対して差し引いたものをバックグラウンドにする、ということが私には理解できなかったのですが、そのあたりのバックグラウンドの考え方について教えてくださいませんか。
- 事業者 : バックグラウンドの考え方としては、準備書作成以前に3パターン用意して、比較検討も行っております。
- まず第1案が鶯沢上流で何も負荷がかかっていない状態に将来の水を混ぜたパターン。第2案が安全側に考えて、今ある状態に、処分場からの負荷がかかっている水に対してさらなる負荷をかけるパターン。そして今回の準備書に記載させていただいた第3案が、計算上、両処分場からの重複する部分を除いた値に対して予測値をかける、というパターンです。
- ご指摘のとおり架空の数値ではありますが、極力、重複を避けるために第3案のバックグラウンドの考え方を選んでいきます。
- 是則委員 : 実際に出てくる水を予測する場合には、今差し引いたものがなくなるのですか、実際の施設が動いたら。
- 事業者 : 予測時の模式図をご覧になれば多少、場所の説明がしやすくなるかと思うのですが、引いたものは、両処分場の合流点のすぐ下流地点です。沢名で言いますと、北ノ沢と鬼ヶ沢が合流してすぐの所で測った値を引いております。
- 是則委員 : 結局はバックグラウンドの考え方なのですが、今実際に流れている水の水質の状態、これがベース、いわゆるバックグラウンドと考えるのが順当な考え方かと思えます。それ以前にこういうケース3つを提示して、それで良い、という判断を事前になさっていたのであれば、今更の話になりますので良いのですが、いきなりこのような予測の仕方、バックグラウンドはこの差し引きで出していく、ということであれば、少し問題があるの

ではないかと思っております。

横山会長 : ただ今の件は、もし可能であれば、例えば評価書で3パターンであれば3パターン記載いただくとか、過程がわかるような形で記載していただくのが望ましいのではないかと思います。いかがでしょうか。

是則委員 : 分かりました。

横山会長 : それでは次の質問に移ります。

事務局 : ⑤『浮遊物質量の予測条件について』

是則委員 : これも似たようなことなのですが、浮遊物質量についての予測のところで農業用利水地点の環境基準、100ミリグラム／リットルを採用しているのですが、今ある沈砂池の越流水を分析してみて、それに対して予測するのが一番素直なやり方ではないかという気がするのですが、沈砂池の水の状態を実際に確認や分析されなかったのはどうしてでしょうか。

事業者 : 今回の環境調査をしている中では、ほとんど沈砂池から越流していない状態が続いていまして、3ヶ月間ほとんど流れておりませんでした。

農業用の基準を利用したのは、下流側に農業用の利水が一箇所だけあるということからこれを持ってきましたが、沈砂池の中の水というよりは、より下流側の、完全に処分場の水が全部集約して出た水の評価の方が良いと考え、それに対して予測をかけております。

是則委員 : 分かりました。

横山会長 : それでは次の質問に移ります。

事務局 : ⑥『動物のカメラ調査期間について』

江成委員 : 7-73 ページに哺乳類の調査期間が記載されているのですが、私は長い間カメラトラップを使った調査をやってきました。この自動撮影調査の期間だと、よくいる動物はたくさん撮影できるのですが、希少種ほど全く撮影できないと思っています。そこの地域にいる動物を全て把握するために最低限何日カメラを設置する必要があるか、という計算を実際しております。この調査期間では恐らく全ての動物を撮影できるとは到底思えないのですが、いかがでしょうか。

事業者 : 動物のカメラ調査については、恐らく長ければ長いほど効果も上がるかと思いますが、今回に関しましては、四期に分けて計2日間、フィールドサインから何からまず調査員が目で見ると、ということをしてひとつの手法として取り上げており、カメラは夜間、なかなか見られないもの等を見るための補足として使用してございました。ですので、期間が短いというご指摘はありますが、あくまでも補足的な調査だったと受け取っていただければと思います。

江成委員 : 分かりました。

横山会長 : それでは次の質問に移ります。

事務局 : ⑦『動物の予測結果について』

江成委員 : もう一点がその調査結果を踏まえた予測についてで、7-139 ページに予測手法がありまして「重要な種及び注目すべき生息地における、分布ま

たは生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析」という手法を用いて、7-140 ページから 156 ページくらいまで予測されていますが、これは結局予測結果でも何でもなく、恐らく「何でもゆっくり走るから影響はない」という感覚的なものを記しているに過ぎないので、何かを引用したのであれば引用元を記載して欲しいということと、解析したのであればその解析方法を書いた上で予測結果を載せて欲しいと思います。

事業者 : 確かに最初に挙げた予測方法はあくまで一般的な、と言いますか、解析が必要な場合は解析をする、引用をしたならば引用する、という形ではございますが、今回の調査に関してはそれ以前の問題で、一般的なところで影響がない、ということがほとんどでございましたので、もっと踏み入れて文献から何から引き出さなければ分からないような話はないと判断し、このような形で記載させていただきました。

横山会長 : ただ今の回答でよろしいですか。

江成委員 : 「普遍種だから影響がない」というのは少し違うと思います。結局どういうリスクがあるかということを一度全部洗いざらし並べた上で、それに対してどの程度のリスクがあるか、ということをちゃんと計算して、「この程度であれば何ともない」ということを、第三者にもきちんと分かるような記載方法にするべきだと思います。

横山会長 : 例えば植物の移植に関しては、「これくらいの個体数はなくなるけれども、これくらい残るので大丈夫」とか「これくらいの生息地が改変を受けてこういう影響が考えられるけれども、調査で出てきた個体数に関しては回避可能」或いは「回復可能」或いは「その環境は他でも十分補てんされるので大丈夫」といった書き方もします。もう少し書けることがあれば加えていただいた方がいいと思います。

事業者 : 書けるものに関しては、検討して見直させていただきます。

江成委員 : よろしくお願いします。

横山会長 : それでは次の質問をお願いします。

事務局 : ⑧『ヒメギフチョウについて』

池田委員 : 動物の調査のところで、7-148 ページにヒメギフチョウが載っています。ヒメギフチョウが改変区域内に2箇所いて、改変区域外にはいなかった、というものです。それで、予測結果のコメントというのが「本種の卵や幼虫はいなかったから、この中にはチョウはいたけれども発生源はなかった、外だろう」ということですが、私も以前ヒメギフチョウの保全をやっておりますが、チョウが出たからすぐ卵を生むとは限らない、若干オスメスの発生のずれもありますし、これで本当にこのことが言えるのか、というのがひとつ疑問です。

他の委員からもご指摘をいただいたのですが、ヒメギフチョウの食草であるトウゴクサイシンは希少種に入っていないものですから、あることは知っていても図上にプロットされておりません。こういうことを踏まえて、結果を言っているのか、ということに疑問が残ります。

特に山形県の場合は、ヒメギフチョウを町の目玉にしているところもあるほど重要な種ですので、保全対策等も考えなければいけないのではないかと思います。よろしくをお願いします。

事業者： 準備書の中ではかなり簡略的に記載させていただきましたが、ヒメギフチョウは大石田町では天然記念物に指定されている、非常に貴重な種ということで認識しております。

今回はスウィーピング調査を2日間、ヒメギフチョウをほぼ主対象に調査をしまして、成虫の2個体を確認いたしまして、その後はそこだけに限らず植物調査、昆虫調査、あとは猛禽類調査と、色々な調査回数ございましたので、トウゴクサイシンの位置も確認した上で何回も卵は見に行っております。その結果、夏まで、最後の調査まで卵は一切確認できませんでした。バックデータもございますし、トウゴクサイシンの分布状況、どこに何株あったかというデータも把握しております。そこを対象に先ほどお伝えした卵・幼虫の調査をずっと行っておりまして、最後まで確認した結果、発生地はなく、影響なしと判断させていただいております。

池田委員： 外にあるからいい、というのであれば「その外のところにトウゴクサイシンはあるのか」という形になります。その根拠が何もない状態なので、やはり納得できるような調査結果をいただいた方が、きちんと、という失礼ですけれども、考えています、という形になると思います。

事業者： はい。おっしゃる通り、補足的にはございますがトウゴクサイシンのデータ等もっと詳しく付け加えたいと思っております。ここには載せておりませんが、2キロメートル以上北側に、猛禽類調査をしている時にも見ておりまして、広く分布はしているのだろうという推測は持っております。トウゴクサイシンに関しましては、先ほど申しました植物調査の時に影響範囲、今回は200メートルバッファでやっておりますけれども、一応探しております。株数も控えておりますので、必要であれば検討させていただいて、補足資料として載せたいと思います。

横山会長： これは事務局にも関連すると思いますが、我々は結局、準備書しか見ることができませんので、データをお持ちであれば、何らかの形でご提示いただいた方が判断しやすくなり、いらぬ疑念を抱かなくても済みますので、その点は是非ご配慮をお願いします。

それでは次の質問に移りたいと思います。

事務局： ⑨『配慮が必要な施設に対する影響の考え方について』

小杉委員： 3-59 ページで「環境の保全についての配慮が必要な施設」等の状況という項目がありまして、その中で「対象事業実施区域に最も近い施設」として楯岡特別支援学校大江校が約1.8キロメートルの位置にある、と指摘されております。その一方で、6-3 ページから大気質を選定しない理由が述べられているのですが、「対象地域から2キロメートルの範囲内には集落がないので、これらの項目は評価項目としない」という説明のみがなされています。最初に申し上げた「配慮が必要な」特別支援学校について

ては、どのようにお考えになっているのかということをお聞かせ下さい。

事業者 : 約1.8キロメートル、2キロメートルという記載が、少し紛らわしくなってしまうお詫び申し上げます。基本的に、方法書の段階でご相談というか、ご議論いただいたと思うのですが、大気質に関しては、車両からの汚染がほとんど出ない、現況に対する負荷が間違いなく減ってしまうということで今回、評価対象からは外しております。

横山会長 : 影響はない、ということでしょうか。

事業者 : はい。

横山会長 : それならば、そういう形で書いていただいた方が分かりやすいと思います。そのあたりの技術的な点、どれくらいで評価する、というのは県はどうお考えですか。

事務局 : 方法書で大気質を評価項目としなかったことについては、過去に行ったアセスの実績と比べて、運行車両の台数が少なくなることが見込まれる、という前提と言いますか予測がございましたので、そういった結果を元に、今回は妥当なもの判断しました。

小杉委員 : そのへんのこと分かるような記述にした方がよいですね。「配慮が必要な施設」と書いておきながらそれに対して選定しないと、配慮が必要な施設を無視して評価したと受け取られかねないので、何か説明が追加されるといいかなと思いました。

横山会長 : 問題がないのであれば、矛盾のないように記載していただいたほうが良いと思いますので、そのようにお願いします。

事業者 : 分かりました。評価書のほうで、適切に修正したいと思います。

横山会長 : 以上で質問はおしまいでしょうか。

事務局 : はい。

横山会長 : それでは事業者の皆様はご退出していただいて結構です。本日はどうもありがとうございました。

(事業者退室)

横山会長 : 委員の皆様から他にご意見ありますでしょうか。全般的に、もう少し細かいところ、過程に何があったのかということも、書いていただけると皆さんも判断しやすいのではないかと思います。もちろんアセス図書としての要件は満たされていると思うのですが、書類を充実させていただくような方向で、県のほうでもご指導頂ければと思います。

その他、いかがでしょうか。特になければ、意見の取りまとめに移りたいと思います。審査会の意見の取りまとめにあたっては、私に一任していただく方法でいかがでしょうか。(異議なし)

それでは、本日の審議に基づいて、案をまとめて、一度皆様に確認していただいて、その後で県に提出するというふうにしたいと思います。事務局の方から何かありますか。

事務局 : 特にありません。

横山会長 : それでは、この案件に関する審査は、これで終了とします。

- 横山会長 : それでは次の議題、「山形県環境影響評価技術指針の改定について」、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 : (「技術指針の改定概要」及び「配慮書手続き」について説明)
- 横山会長 : それでは委員の皆様から意見等、いかがでしょうか。
- 上木委員 : 太陽光の50ヘクタールという面積は、敷地面積ですか。
- 事務局 : はい。太陽光パネルの面積ではなく、敷地面積としております。
- 上木委員 : 他の発電用施設は出力を問題にしている、太陽光発電は敷地面積を問題にするということですね。
- 事務局 : はい。これから技術指針の中身を検討していただくわけですが、太陽光発電で一番大きい問題というのは開発面積が非常に広大であるということです。他にも環境に与える影響要因はあるかと思うのですが、一番大きいのはその部分ではないかと考えております。
- 横山会長 : 太陽光発電については、他県も大体面積で規定しているようでした。面積が大きいか、小さいかが問題になっておりますけれども、もう少し小さく規定しているところがありますか。
- 事務局 : 50ヘクタールは、他県の値を参考に決めております。それから本県の条例で、すでに規定されている面開発事業、例えば工業団地の造成などは、現段階で75ヘクタールですので、それよりも厳しく設定しております。
- 東委員 : 変更面積のことで、風力発電等は面積について話になっていませんけれども、実際に今までのアセスの経験だと、工事中道路などの影響もありますので、面積的なことに対する配慮がないのか、ということが一点。
- それから、度々問題になっている隣接事業に関する配慮がどこかで加えられないかと常日頃思っているのですが、そういうことに対する対応がないかな、というのが一点です。二点、お願いします。
- 事務局 : 一点目について、アセス対象として、環境に及ぼす影響が大きい事業を決めていく中で、その基準として示しているのが出力であったり面積であったりするわけですが、発電事業の太陽光を除くものについては出力だという考え方を採っています。先ほど申し上げました75ヘクタールというのはかなり広い面積ですが、一定の基準を設けて全てをアセス対象にするということではなく、「著しい影響になるだろう」という規模の線引きをしているところですので、そのあたりをご理解いただければと思います。
- 二点目について、隣接事業についての配慮は当然、必要だと考えてはいるのですが、国の考え方では、事業者が違って隣接していてもそれは一体の事業としてみなさない、という考え方があるようです。そういうことから、隣接した事業の影響を見ていくという部分については、アセス対象になった事業者に対して累積的な評価を求めていく、というような手法しか今のところはないのではないかと考えております。
- 横山会長 : 今回、配慮書手続きが加わって、配慮書には必ずゼロオプションを入れることになっているはずなので、「やらないで下さい」と言うことはでき

るようになったわけです。「ここはもうこれだけたくさん建っているのに、もうこれ以上建てないで」と言うことができる。現実にやらないことになるかどうかは、また色々あると思うのですが、我々としては審査会の中で「これ以上積み上がっていくと影響が大きすぎるので、工事自体が認められません」と意見を出すことは可能になった、という点では結構大きいと思います。

上木委員 : 配慮書の「配慮」というのはどういう意味なのでしょう。アセスメントは全て、環境「配慮」ということでやっていると思うのですが、特に定義のようなものがあれば教えてください。

事務局 : 方法書前の手続きということで、色々なこと、環境影響を考える、というところを「計画段階配慮事項の検討」という言葉で定義付けております。

上木委員 : それでは、正式名称は「計画段階配慮事項の検討」なのですね。

事務局 : はい。それを略して「配慮書」と呼んでいます。

池田委員 : 今後、配慮書ができるということで、例えば複数案でA案、B案、C案があり、審査会意見や知事意見でA案にして欲しいと言ったとして、事業者が、B案の方が環境影響が同等でコストが安いとした場合に、こちらの意向の強制力といいますか、A案のほうが良い、ということはどこまで強く言えるものなのでしょうか。

事務局 : アセスは事業者が自ら行うもので、その計画をよりよいものにしていく為に、一般住民や自治体の意見を聴くという手続きですので、強制力というものは無いと思っていますが、複数案の中で「これがいい」と思う特段の理由がない場合は、事業者が出してきた環境影響が少ない案を基本的には最優先すると思われま。

あくまでも、環境に与える影響が少ない方を選んでいく、というのが我々の立場になります。

池田委員 : もうひとつ「事業特性の把握」という項目で、あった方がいいのではと思ったのですが、災害関係に対する対処といいますか、そういうものに対してどれだけ評価するか、事業者が対策を立てるか、現段階では大丈夫であると言えとか、災害にも雪とか地震とか色々ありますけれども、そのあたりの関係についてはいかがでしょうか。

上木委員 : 関連事項ですが、庄内では津波の到達予想地点等も出されているわけです。「地域特性の把握」という項目に「災害履歴等」という内容もありますので、この辺りは予想地域から離れているとか、入っているとか、そういうようなことを考慮させるということはあってもよいのではないかと思います。地震とか火山などもありますので。

事務局 : アセスを行う上で非常に参考になる、というものであれば、この中に書き込むこともやぶさかではないと思います。先ほどの津波ですとか、事前にそうした情報を得ておく、ということは必要なことと思います。

ただ、こういった災害に対する対応を事業者に求めていくのは、またアセスとは違う面がありますので、難しいところではないかと思います。



- 横山会長 : その他、いかがでしょうか。特にないようでしたら、事務局は説明を続けてください。(時間の都合により、森委員と是則委員がここで退出)
- 事務局 : (「発電用施設の建設事業」について説明)
- 横山会長 : ご意見等、いかがでしょうか。
- 上木委員 : バイオマス発電は、火力発電に入れているのでしょうか。
- 事務局 : はい。火力発電です。ただし、先日、方法書の審査をしていただいた(仮称)酒田北港バイオマス発電事業は、排出ガス量が20万m<sup>3</sup>N/h以上ということで、「工場及び事業場」の扱いでアセスを実施しております。
- 江成委員 : 参考項目を選ぶのはとても重要で、たくさん選んで「こういうことも考慮しています」とするのも良いのですが、ひとつひとつの項目を雑に評価してしまうと全く意味がないと思っています。
- 根拠となる数値が出てこない状態で、こちらが判断できないような出し方をされては、これだけの評価項目があったとしても結局意味がないので、それぞれの項目に対してどの程度評価をするのかということと一緒に考えて初めて意味があることだと思います。そこをもう少し考えていただいた方がよいのではないかと思います。
- 事務局 : 評価の仕方も含め、それぞれの発電所ごとにどういったことが考えられるのか、ということをご議論いただきまして、適切な項目を選べるように検討していきたいと考えております。
- 江成委員 : 参考項目にマルがたくさん付く分にはいいと思っています。
- 横山会長 : 県からきちんと指導していただくということと、我々も、プレッシャーをかけるわけではありませんが、「このデータがない」とか「あのデータが欲しい」とか、やはり言い続ける必要はあるかと思っています。
- 江成委員 : どの程度のスケールで評価しているのか、全く見えてこないことが一番気になりました。例えば1キロメートル四方の影響を評価するのであれば、当然ながらその隣にある他の施設の影響もさらに影響してくるでしょうし、例えば10メートルというスケールで評価するのであれば、もっと違うものが影響してくると思いますので、先ほどの議題の北ノ沢についても、どのくらいの距離を踏査、例えば「10キロメートル踏査をして1頭の動物がいました」という場合と、「10メートル踏査して1頭の動物がいました」という場合では全く意味が違いますので、それが一体どの程度踏査した結果それが出てきたのか等、そういう結果の示し方をされないと、これだけの評価項目があっても結局意味がないものとなってしまいます。
- 横山会長 : その他、いかがでしょうか。
- 上木委員 : 太陽光発電については既に先進県がたくさんあり、何が問題なのか、作る時にどこに留意すべきだったかということが色々分かってきているのではないかと思いますので、そういうことを頭に入れた上で、どういうことを評価項目に入れるべきか、というところを、十分考えてやっていただけたらと思います。
- 事務局 : 太陽光発電に関しましては、例えば、「施設の存在」のところで「水質」

の参考項目に多くのマルを付けています。太陽光発電所そのものから排水が出るわけではありませんが、敷地内の除草に農薬を使うというケースがあるため、それに伴う水質への影響を考慮しています。

それから、あくまで参考項目のマルバツ表で、ここにマルが付いているけれども、実際に調査を行うのか、あるいは別のものをあえてマルにするのか、といったことについては、アセスを実施する段階で、それぞれの事業者が判断をしながら、審査会のご意見を頂戴しながら、個別に検討をしていく、という位置付けになります。

横山会長 : マルの数が多い少ないではなく、太陽光発電の事業特性が全部書かれていて、それに対する環境評価項目がちゃんと選ばれている。そういうところの整合性をきちんと付けていただくことが重要かと思います。

その他、いかがでしょうか。

東委員 : 配慮書のところに話が戻ってもいいですか。例えば動植物の調査などは調査そのものによる環境負荷が結構大きいと思うので、配慮書を作成する際、既往資料が活かされるというのはとても良いことだと思います。

隣接事業でも、それを活かすべきだと思いますので、例えば配慮書が出された事業が次の段階に至るまで、その調査結果を活かすためにも、次の事業計画が出されないような規制というか縛りというか、そういうことが何かできればいいなと思いました。

もちろんそれには具体的に、今、江成委員が仰ったようなことも関係して、隣接というのはどこまでか、例えば時間的には何年位とか、距離的には何キロメートル以内、とか。隣接事業ということの考え方について、県の特色があってもいいと思います。

それともう一つ質問です。複数案の、例えばA案、B案、C案というのは、複数の事業者から同時に出されることもあり得るのでしょうか。

事務局 : 最後のご質問ですけれど、事業は、何かの目的があって計画され、それを計画するのは、基本的には一事業者になります。その事業者がA案、B案、C案を考えて、環境に与える影響が一番少ないところを選んでいく手続き、という風に御理解頂ければ良いのかなと思います。

それから前段のお話の、環境への影響が少ないような調査をしてほしい、というようなことは技術指針の中にも文言として、盛り込んでございます。

それから配慮書の部分で、重ねてやることはしないでほしいというような規制ができないかということでございますが、繰り返しになりますが、基本的にアセスは事業者が自ら行うもので、そのルールを定めたものが法であり条例であるという前提から立つと、アセス手続きの中で規制するというのはなかなか難しいのかな、という風に思います。

事務局 : 配慮書手続きが今回、導入されたわけですがけれども、特に、地域の方々が何も分からない、知らないうちに大きな計画が決まった形が出てくるところに対して、地域の方々が不安に思っているという、そのような声があったこともきっかけで、配慮書という、早期の環境配慮を求める手続きが

導入されました。そういう一つの目的がある、ということも、この場でお知らせしておきたいと思います。

横山会長 : アセスの重複実施というか、非常に近いところで似たようなアセスが繰り返し行われている、というような事例は結構、我々も目にいたします。

その最大の原因は、例えばアセス資料には、重要種等の情報が載っているので、基本的には非公開、という形で取り扱われるので、ある程度手続きが進んでも、結局その手続きが済めば使われない、ということが、結局一番、大きい問題なんじゃないかと思います。

例えばアセス資料を、最終的に問題のない範囲でどこかで公開するとか、あるいは事業者に対して、過去に近辺でこういうアセスが行われているので、これを参考にしてください、と言って県が開示する。情報を適切に管理することが前提ですけれども、有効利用しないと無駄な調査が何回も繰り返されるということになるのではないかと思います。短期的には難しいですが、少しずつ、何か有効な手段が取れば良いなと思います。

横山会長 : その他、いかがでしょうか。特になければ、本議題についてはこれで終了とします。事務局から改定案が取りまとまった段階で確認をお願いすることになりますので、引き続きよろしく願いいたします。

横山会長 : これで、全ての議題に関する審議が終わりましたので、本日の審議を終了したいと思います。皆様からの積極的なご審議をいただき、ありがとうございました。

事務局 : 横山会長、ありがとうございました。

本日は長時間に渡り、積極的なご審議をいただき誠にありがとうございました。これで、第33回山形県環境影響評価審査会を閉会いたします。

(終了：午後4時50分)